

住居表示実施に伴う 会社・法人等の変更登記の手引き

○登記に関するお問い合わせ

和歌山地方法務局 登記部門

TEL073-422-5131（代表）

※自動音声ガイダンスが流れますので、
「3」を選択→
会社・法人の登記については「1」を、
土地・建物の登記については「2」を
選択してください。

〒640-8552

和歌山市二番丁3番地

※なお、登記の相談には事前に電話による予約が必要です。
（音声ガイダンス「2」を選択。）

和歌山市

はじめに

東和歌山第二地区土地区画整理事業の換地処分の翌日に実施する住居表示により、実施区域内の会社、法人、組合の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や代表者の住所が変更されます。

該当する方は、所管の法務局へ変更登記を行う必要がありますので、この手引きをご参照のうえ、すみやかに手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、同封の「通知書」（または和歌山市が発行する「住居表示変更証明書」）を登記申請の際に添付すれば非課税となります。

※「通知書」は再発行できませんので、必ず原本還付請求をしてください。

※「住居表示変更証明書」は、和歌山市まちなみ景観課で令和8年9月7日（月）以降に発行できます。（無料）

※変更登記申請ができるのは、住居表示実施日以降となります。

ただし、不動産登記については、換地処分に伴う登記の書換え作業に入るため、登記が完了するまでお手続きができませんのでご注意ください。

目 次

1	変更登記が必要な場合と登記期間	1
2	本店の所在地の表示が変更になった場合	2
3	支店の所在地の表示が変更になった場合	2
4	代表者等の住所の表示が変更になった場合	3
5	会社等が所有する不動産について	4
6	申請書の記載例	5

※本冊子は会社の変更登記についてご案内するものです。

法人・組合も手続きは同様ですので、用語を適宜読み替えてください。

※本記載例はあくまで一例です。変更登記を申請される際は、事前に管轄の法務局へご確認のうえ、お手続きを進めてください。

1 変更登記が必要な場合と登記期間

変更登記が必要な場合

- | | |
|---|-------|
| ① 本店（主たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合 | ⇒2ページ |
| ② 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合 | ⇒2ページ |
| ③ 会社・法人の代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、民法上の法人の理事、協同組合の代表者）の住所の表示が変更になった場合 | ⇒3ページ |
| ④ ①に該当する会社が、土地建物等の不動産を所有している場合や、不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合 | ⇒4ページ |

登記期間

本店所在地の管轄法務局で行う変更登記は、住居表示実施日から**2週間以内**です。
支店所在地の管轄法務局で行う変更登記は、令和4年9月1日以降、不要となりました。

不動産の登記名義人の住所変更は、令和8年4月より義務化されました。

該当される場合は、住居表示実施日から2年以内に変更のお手続きをお願いします。

なお、義務化前に変更があった場合についても、令和10年3月末までに変更の登記申請をする必要があります。

※変更登記を行わない場合、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

2 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「通知書」または「住居表示変更証明書」を添付して、和歌山地方法務局登記部門に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

和歌山市黒田○番地○にある「A株式会社」の所在地の表示が、和歌山市黒田○丁目△番△号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|-----------|--|
| ① 必 要 書 類 | 「変更登記申請書」（1 通）
「通知書」または「住居表示変更証明書」（1 通） |
| ② 申 請 人 | 代表取締役 |
| ③ 登 記 期 間 | 住居表示実施日から <u>2週間以内</u> |
| ④ 申請書提出先 | 和歌山地方法務局登記部門（郵送でも可） |

3 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社（支店）の「通知書」または「住居表示変更証明書」を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

和歌山県以外に本店がある「B株式会社」の支店の所在地の表示が、和歌山市黒田○番地○から、和歌山市黒田○丁目△番△号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

【本店の所在地で行う登記】

- | | |
|-----------|--|
| ① 必 要 書 類 | 「変更登記申請書」（1 通）
「通知書」または「住居表示変更証明書」（1 通） |
| ② 申 請 人 | 代表取締役 |
| ③ 登 記 期 間 | 住居表示実施日から <u>2週間以内</u> |
| ④ 申請書提出先 | 本店所在地の管轄法務局（郵送でも可） |

4 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役）の「住居表示決定通知書」または「住居表示変更証明書」を添付して、会社の本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

(2) 参考例

和歌山県以外に本店がある「C株式会社」の代表取締役「和歌山太郎」さんの住所の表示が、和歌山市黒田○番地○から、和歌山市黒田○丁目△番△号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- | | |
|-----------|--|
| ① 必 要 書 類 | 「変更登記申請書」（1 通）
「通知書」または「住居表示変更証明書」（1 通） |
| ② 申 請 人 | 代表取締役 |
| ③ 登 記 期 間 | 住居表示実施日から <u>2週間以内</u> |
| ④ 申請書提出先 | 本店所在地の管轄法務局（郵送でも可） |

5 会社等が所有する不動産について

住居表示実施により本店の所在地の表示が変更になった会社等が、不動産を所有している場合等に行う手続きです。

この手続きを行う前に、「本店の所在地の表示が変更になった場合」（2ページ）の手続きにより会社の本店所在地の変更登記を済ませる必要があります。

（１）手続き

「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載し、不動産所在地を管轄する法務局に申請してください。

（２）参考例

和歌山市黒田○番地○に本店がある「D株式会社」の本店の所在地の表示が、和歌山市黒田○丁目△番△号に変更になり、同社が和歌山市内またはそれ以外に土地を所有している場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必 要 書 類 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」（1 通）
本店所在地の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」（1 通）
※変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより
「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。
この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

履歴事項証明書 添付省略
(会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○)

- ② 申 請 人 代表取締役
③ 登 記 期 間 住居表示実施日から**2年以内**
④ 申請書提出先 **【和歌山市、海南市、有田市、岩出市、紀の川市、海草郡紀美野町、有田郡湯浅町、広川町、有田川町に所在する土地の場合】**
和歌山地方法務局登記部門（郵送でも可）

【それ以外の土地の場合】
不動産所在地の管轄法務局（郵送でも可）

■所有権登記名義人住所変更登記申請書の記載方法につきましては、別冊の「住所変更手続のしおり」の19ページ～27ページもあわせてご参照ください。

6 申請書の記載例

記載例① 本店の所在地の表示が変更になった場合

受付番号票貼付欄	
株式会社変更登記申請書	
1. 会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇
フリガナ	〇〇ショウジ
1. 商号	〇〇商事株式会社
1. 本店	和歌山県和歌山市黒田〇〇番地〇
1. 登記の事由	住居表示の実施による本店の変更
1. 登記すべき事項	「本店」 和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号 「原因年月日」 令和8年9月5日 住居表示実施
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税
1. 添付書類	「通知書」または「住居表示変更証明書」 1通 委任状 1通
上記のとおり、登記の申請をします。	
令和〇年〇月〇日	
本店の新所在地	和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号 申請人 〇〇商事株式会社
代表取締役の住所	和歌山県和歌山市本町〇丁目〇番地 代表取締役 和歌山 太郎 印
和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号 上記代理人 代理 花子 印	
連絡先の電話番号 000-000-0000	
和歌山地方法務局登記部門 御中	

分かる場合に記載してください。

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分を除いて片仮名で、左詰めで記載してください。

変更前の本店の所在地

変更後の本店の所在地

この添付があれば登録免許税が非課税となります。

代理人に登記申請を委任した場合にのみ、必要です。

法務局に届出の印

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。

注1 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。

委任状の例

委 任 状

和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号

代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社の本店は、令和8年9月5日住居表示に関する法律第3条の規定による住居表示の実施により和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号と変更したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

令和〇年〇月〇日

和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社

代表取締役 和歌山 太郎 ㊞

本店の新所在地

法務局に届出の印

記載例② 支店の所在地の表示が変更になった場合（本店所在地が和歌山県外の場合、
申請先は本店所在地の管轄法務局です。）

受付番号票貼付欄	
株式会社変更登記申請書	
1. 会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇
フリガナ	〇〇ショウジ
1. 商号	〇〇商事株式会社
1. 本店	東京都品川区西品川△丁目△番△号
1. 支店	和歌山県和歌山市黒田〇〇番地〇
1. 登記の事由	住居表示の実施による支店の変更
1. 登記すべき事項	「支店」 和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号 「原因年月日」 令和8年9月5日 住居表示実施
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税
1. 添付書類	「通知書」または「住居表示変更証明書」 1通 委任状 1通
上記のとおり、登記の申請をします。	
令和〇年〇月〇日	
本店の所在地	東京都品川区西品川△丁目△番△号 申請人 〇〇商事株式会社
代表取締役の住所	東京都港区六本木〇丁目〇番〇号 代表取締役 和歌山 太郎 ㊞
（東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号 上記代理人 代理 花子 ㊞）	
連絡先の電話番号 000-000-0000	
東京法務局 品川出張所 御中	

分かる場合に記載してください。

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分を
除いて片仮名で、左詰めで記載してください。

変更前の支店の所在地

変更後の支店の所在地

この添付があれば非課税となります。

代理人に登記申請を委任した場合にのみ、必要です。

法務局に届出の印

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。

注1 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。

委任状の例

委 任 状

東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号

代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社の支店は、令和8年9月5日住居表示に関する法律第3条の規定による住居表示の実施により和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号と変更したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

令和〇年〇月〇日

東京都品川区西品川△丁目△番△号

〇〇商事株式会社

代表取締役 和歌山 太郎 ㊞

本店の所在地

法務局に届出の印

記載例③ 代表取締役の住所の表示が変更になった場合

受付番号票貼付欄		
株式会社変更登記申請書		
1. 会社法人等番号	〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇	分かる場合に記載してください。
フリガナ	〇〇ショウジ	商号のフリガナは、会社の種類を表す部分を 除いて片仮名で、左詰めで記載してください。
1. 商 号	〇〇商事株式会社	
1. 本 店	和歌山県和歌山市本町〇丁目〇番地	本店の所在地
1. 登記の事由	住居表示の実施による代表取締役の住所変更	
1. 登記すべき事項	令和8年9月5日 代表取締役の住所変更	
	住所 和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号	
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税	変更後の代表取締役の住所
1. 添付書類	「通知書」または「住居表示変更証明書」	1通
	委任状	1通
上記のとおり、登記の申請をします。		
令和〇年〇月〇日		
和歌山県和歌山市本町〇丁目〇番地		
申請人 〇〇商事株式会社		
和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号		
代表取締役 和歌山 太郎 ⑩		
和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号		
上記代理人 代理 花子 ⑩		
連絡先の電話番号 000-000-0000		
代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、代表取締役の押印は必要ありません。		
和歌山地方法務局登記部門 御中		

注1 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。

委任状の例

委 任 状

和歌山県和歌山市吹上〇丁目〇番〇号

代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 令和8年9月5日住居表示に関する法律第3条の規定による住居表示の実施により
代表者の住所を変更したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

{	代表取締役	変更前	和歌山県和歌山市黒田〇〇番地〇
	役の住所		
	(注1)	変更後	和歌山県和歌山市黒田〇丁目〇番〇号

令和〇年〇月〇日

和歌山県和歌山市本町〇丁目〇番地

〇〇商事株式会社

代表取締役 和歌山 太郎 ㊞

本店の所在地

法務局に届出の印

注1 代表者が2名以上いる場合は、住所を変更する者の氏名を記載してください。

記載例④ 所在地が変更になる会社が不動産を所有している場合

登記申請書	
登記の目的	○番所有権登記名義人住所変更
原因	令和8年9月5日 住居表示実施
変更後の事項	本店 和歌山市黒田○丁目○番○号
申請人	和歌山市黒田○丁目○番○号 ○○商事株式会社 代表取締役 和歌山 太郎 ㊞ 会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○ 連絡先の電話番号 000-000-0000
添付書類	登記原因証明情報（注1） 代理権限証書（注2）
令和○年○月○日申請 和歌山地方法務局 御中	
代理人	和歌山市吹上○丁目○番○号 上記代理人 代理 花子 ㊞ 連絡先の電話番号 000-000-0000
登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税
不動産の表示	土地 所在 和歌山市黒田○丁目 地番 △番 地目 宅地 地積 ○○. ○○平方メートル 建物 所在 和歌山市黒田○丁目△番地 家屋番号 △番 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 ○○. ○○平方メートル 2階 ○○. ○○平方メートル

変更後の本店の所在地

変更後の本店の所在地

法務局に届出
ている印鑑等

代理人が申請する場合
に記載し、代理人の印
鑑（認印）を押してく
ださい。この場合、代
表取締役の押印は必要
ありません。

登記事項証明書の表題部のとおり記載してください。

不動産が土地区画整理地区内にある場合は、
新しい所在地を記載してください。

注1 本店所在地の変更登記（記載①）を完了してから、その記載のある「履歴事項全部証明書」を添付してください。ただし、この申請書に会社法人等番号を記載することで省略できます。

注2 代理人に登記申請を委任する場合は、委任状を添付してください。

注3 本店の変更登記後に申請してください。

注4 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください。

委任状の例

委 任 状

和歌山市吹上○丁目○番○号
代理 花子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 原本還付の請求及び受領の件
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和○年○月○日

和歌山市黒田○丁目○番○号
〇〇商事株式会社
代表取締役 和歌山 太郎 印

変更後の本店の所在地

法務局に届出ている印鑑等

記

登記の目的 〇番所有権登記名義人住所変更
原因 令和8年9月5日 住居表示実施
変更後の事項 本店 和歌山市黒田○丁目○番○号

不動産の表示
土地

登記事項証明書の表題部のとおり記載してください。

所在 和歌山市黒田○丁目
地番 △番
地目 宅地
地積 〇〇. 〇〇平方メートル

不動産が土地区画整理地区内にある場合は、
新しい所在地を記載してください。

建物

所在 和歌山市黒田○丁目△番地
家屋番号 △番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル
 2階 〇〇. 〇〇平方メートル

発行

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 区画整理班

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1082（直通）

FAX 073-435-1117